

「証券会社、証券投資信託委託業者及び証券投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」(「事務ガイドライン」)

現 行	改 正 後
<p>第1部 証券会社等の監督関係 (略)</p> <p>3. 証券会社の監督事務</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>3-1 認可申請書の審査に係る留意事項</p> </div> <p>(略)</p> <p>3-1-3 私設取引システム運營業務に係る留意事項 当該業務の認可にあたっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 当該業務を管理する責任者が証券業務の経験を原則として5年以上有する者であり、当該業務を行う部署が業務の遂行に必要な組織及び人員配置となっていること。</p> <p>(2) 当該業務において顧客の本人確認を行う方法が確立していること。</p> <p>(3) 当該業務における売買価格の決定方法が、証券取引所と同程度の高い価格形成機能を持つ方法によって行われるものではないこと。 また、顧客の間の交渉に基づく価格を用いる方法による場合には、有価証券の売出しに該当するような売買条件の提示を、法令上の義務を果たさずに行ってはならない旨を顧客に周知徹底する方法が確立していること。</p> <p>(4) 当該業務においてインサイダー取引等の取引の公正を害する売買等を排除する方法が確立していること。</p> <p>(5) 当該業務の認可に際しては、次に掲げる条件を付すものとする。 「私設取引システム運營業務を行うに当たっては、証券取引所と同程度の高い価格形成機能を持たないようにするものとする。」 「公益又は投資者保護のため必要があるときは、その限度において、新たな条件を付すことがある。」</p>	<p>第1部 証券会社等の監督関係 (略)</p> <p>3. 証券会社の監督事務</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>3-1 認可申請書の審査に係る留意事項</p> </div> <p>(略)</p> <p>3-1-3 私設取引システム運營業務に係る留意事項</p> <p>(1) 私設取引システムに該当するか否かを判断する際には、次の点に留意するものとする。</p> <p>___ 取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場における有価証券の売買の取次ぎを行い、又は他の単一の証券会社に有価証券の売買の取次ぎを行うシステムについては、私設取引システム及び取引所有価証券市場等に該当しないものとする。</p> <p>___ 顧客との間で有価証券の売買を行う自己対当売買のシステムであっても、多数の注文による有価証券の需給を集約した提示気配に基づき売買を成立させていくものについては、私設取引システム又は取引所有価証券市場等に該当する場合がある。</p> <p>(2) 当該業務の認可にあたっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>___ 内部管理 当該業務に係る内部管理の体制について、次の事項が整備されていること。</p> <p>イ 当該業務を管理する責任者が証券業務の経験を原則として5年以上有する者であり、当該業務を行う部署が業務の遂行に必要な組織及び人員配置となっていること。</p> <p>ロ 当該業務において顧客の本人確認を行う方法が確立していること。</p> <p>ハ 当該業務においてインサイダー取引等の取引の公正を害する売買等を排除する方法及び体制が確立していること。</p>

ニ 当該業務に関し、証券取引法等の法令及び諸規則に則った社内規則が整備されていること。

顧客への説明義務等

当該業務に係る顧客への説明に当たり、次の事項について、事前に十分な説明を行うことのできる体制が整備されていること。

イ 売買価格の決定方法

ロ 注文から約定及び決済に至るまでの取引ルール

ハ 決済不履行の場合の取扱い

ニ 提示された価格による約定可能性

システムの容量等の安全性・確実性の確保

当該業務に係るシステムの容量等の安全性・確実性の確保について、次の事項が整備されていること。

イ 将来の注文、約定等の件数を合理的に見込み、それに見合ったシステムの容量を確保すること。

ロ 上記見込みに基づいて、十分なテストを実施すること。

ハ システムの容量の超過や障害等について、その発生を防止し、かつ、早期に発見するための監視手法及びその体制が確立されていること。

ニ システムの異常発生時における対処方法（顧客への説明・連絡方法等）及びその体制が確立されていること。

ホ システムが二重化（バック・アップ）されていること。

ヘ 上記事項について、第三者（外部機関）の評価を受け、システムの容量等の安全性・確実性が確認されていること。

取引情報の機密保持のための予防措置

当該業務に係る顧客の取引情報の機密の保持について、次の事項を含む十分な方策が講じられていること。

イ 当該業務部門とその他の部門で、業務に従事する者を明確に区別すること。

ロ 当該業務に従事する者がその他の業務に関する情報を利用して当該業務を行い、又はその他の業務に従事する者が当該業務に関する情報を利用してその他の業務を行うことが禁止されていること。

ハ 顧客の取引情報について、外部に漏洩しない措置が的確に講じられていること。

ニ 上記方策について、社内規則が整備されていること。

(3) 当該業務の認可に際しては、次に掲げる条件を付すものとする。

価格情報等の外部公表（当該業務において株券等（法第37条に規定する株券、
轉換社債券その他の有価証券で総理府令で定めるものをいう。）を対象とする場
合に限る。）

「当該私設取引システムの最良気配・取引価格等を他の私設取引システムと比較
可能な形で、リアルタイムで外部から自由にアクセスすることが可能な方法によ
り公表すること。

ただし、他の私設取引システムと比較可能な形での公表形態が整うまでの間
は、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表すること。」

取引量に係る数量基準

イ 当該業務において株券又は轉換社債券（証券取引所に上場されているもの又
は法第75条第1項の規定により登録を受けたものに限る。）を対象とする場合

「1 過去6カ月において、株券及び轉換社債券（証券取引所に上場されてい
るもの及び法第75条第1項の規定により登録を受けたものに限る。）の一
日平均売買代金の東京証券取引所、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所
並びに店頭売買有価証券市場における売買代金の合計額に対する比率が、
個別銘柄いずれかについて10%以上、かつ、当該株券及び轉換社債券全体
について5%以上となった場合には、次の措置を講ずること。

イ 取引の公正性を確保するため、売買管理及び審査を行う体制（組織及
び人員）を拡充・整備すること。

ロ 決済履行の確実性を確保するため、証券取引所における違約損失準備
金制度と同様の制度を整備すること。

ハ システムの容量等の安全性・確実性を確保するため、十分なチェック
を定期的に行うこと。

2 過去6カ月において、当該比率が、個別銘柄いずれかについて20%以
上、かつ、当該株券及び轉換社債券全体について10%以上となった場合に
は、有価証券市場開設の免許の取得を行うこと。

3 これらの他、取引量の拡大等に対応して、公益又は投資者保護のため必
要があるときは、その限度において、新たな基準を設けることがある。

4 1及び2については、当該比率を月ごとに確認するものとする。」

ロ その他の場合

「取引量の拡大等に対応して、公益又は投資者保護のため必要があるときは、

その限度において、新たな基準を設けることがある。」

「公益又は投資者保護のため必要があるときは、その限度において、新たな条件を付すことがある。」

(4) 当該業務の認可の後、監督上の対応においては、次の点に留意するものとする。

認可条件が充足されているかどうかについては、取引高等について報告書等により確認すること。

認可の際に審査した諸方策についての履行状況について、必要に応じ、検査ないし報告徴求等により確認すること。

認可後、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法を始めとする業務の方法等を変更しようとする場合には、証券取引法に従い、速やかに認可申請等を行うよう求めること。